

ILO 協同組合の促進勧告に関するコメント

ヴィクトール・ペストフ、政治学教授
ヤン・フォッシュュルンド、コーポレイティブ・イデセントルム

訳：玄幡真美（日本労働者協同組合連合会国際部）

2001年6月第89回国際労働総会で、ILOは2002年第90回年次総会で議論し決議するため「協同組合促進」勧告にむけての提案を用意した。この勧告について日本協同組合学会の尊敬する同僚達は、私にスウェーデンの協同組合研究者としてまた政治学教授として意見を求めてきた。私は喜んで以下のような見解を披露する。これには、私の親しい同僚で地域協同組合開発の実践家でありストックホルムの地域協同組合開発局(CDA)のコーポレイティブ・イデセントルム(Kooperativt IdeCentrum, KIC)の責任者であるヤン・フォッシュュルンド氏の貴重な援助と洞察を含んでいる。

私がこのようにした理由¹は、ストックホルム県当局(County Administration)が当該地域社会経済のための行動計画に同意し、同様にストックホルム県における地域開発の欧州連合EQUALプロジェクトを始めるための助成金を受領したからである。フォッシュュルンドと私は、両方のプロジェクトの開発グループに関わっている。両方のケースにおける計画の統合された部分は、社会経済に属している組織の社会的監査と支援機構の開発を含む。もちろんこれには、協同組合とりわけ社会や開発プロジェクトにおける多様なグループのため民主主義をベースにして個人に対する社会サービスを熱心に提供している小さな新しい社会的企業、高齢者ケア協同組合が含まれている。社会的監査と支援機構は、増大するグローバルな経済、社会における社会的企業と協同組合の将来にとって必要不可欠だと思われる。

それ故、ストックホルムにおいて私たちが奮闘している詳細の多くと、「協同組合促進勧告」中の重要部分(points)との強い類似点を私たちはただちに認識した。第1部の「適用範囲、定義、目的」に掲げられた指摘に完全に同意する。第2部「政策の枠組みと政府の役割」では、パラグラフ(6a)協同組合登記のための制度的枠組みの確立を除き、そこでの重要点に賛成する。こうした制度は、しばしばそれ自身の権益を發展させ、多くの發展途上国で協同組合を強制させ、コントロールする傾向にあるからである。従って、それらは瑣末で効果がないようにしておかねばならない。しかし、パラグラフ(6)、(7)、(8)、(9)におけるすべての指摘を私たちは最大限支持する。

最も重要な箇所は、第3部の「協同組合促進の実施政策」に関する論旨である。パラグラフ(10)、(11)、(12)、(13)における論点に私たちは心から賛同する。とりわけ、私たちが最初に表明したように、ポイント(11)、(12)、(13)に含まれるすべての提案にただちに共鳴しサポートすることができる。

第4部に関しては、**SCNO** (協同組合の協議会組織、Swedish Cooperative Negotiation Organization, *Kooperations förhandlingsorganisation*, KFO)が使用者の組織として1947年以来、既存の消費協同組合と新しい社会サービス協同組合の両方に提供している議事録(record)について特筆するべきである。

ヴィクトール・ペストフ、政治学教授、セーデルトーンスカレッジ (Södertörns högskola)
ヤン・フォッシュルンド、コーポレイティブ・イデセントルム責任者

(訳者注)

¹ その理由とは、以下の文にあるようにペストとフォッシュルンドは共通のプロジェクトに取り組んでおり、そこでこの「促進勧告」についても共同コメントとしたことを指すと思われる。